観光地空き家利活用推進モデル業務企画提案募集要領

1 趣旨

観光地空き家利活用推進モデル業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)委託業務名	観光地空き家利活用推進モデル業務					
(2)委託期間	契約締結日から令和4年3月15日まで					
(3)業務内容等	別紙仕様書のとおり。					
	※ 厚生労働省から示されている新型コロナウイルス感染症拡大防止を想					
	定した「新しい生活様式」を踏まえて事業を実施すること。					
	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlife					
	style.html					
(4) 事業費	金3,100,000円(消費税及び地方消費税含む)					
(委託上限額)						
(5) 担当	宮城県経済商工観光部観光政策課(宮城県庁行政庁舎14階)					
	観光政策班 (佐々木)					
	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号					
	TEL 022-211-2823 FAX 022-211-2829					
	E-mail <u>kankoup@pref.miyagi.lg.jp</u>					

3 資格要件等

企画提案に応募できる者は次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の 参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成20年11月1日施行) の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)でないこと。
- (7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (8) 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて本業務と同種又は類似の業務の元請けとして履行 実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。
- (9) 1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による応募も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)から(8)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、

その他の事業者については、代表者との委託契約(県との関係においては再委託に該当)により 業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表事業者の 責任において行うものとする。

4 スケジュール (予定を含む)

(1) 企画提案募集の公告	令和3年 9月17日(金)
(2)業務に関する質問受付	令和3年 9月17日(金)から
(電子メールのみ)	令和3年 9月24日(金)正午まで
(3) 企画提案書の提出期限	令和3年10月 7日(木)正午(必着)
(4)委託候補者選定委員会	令和3年10月11日(月)【予定】
(5) 選定結果の通知及び公表	令和3年10月中旬【予定】
(6) 選定業者との見積合わせ	令和3年10月下旬【予定】

5 質問受付及び回答

(1)受付期間

令和3年9月17日(金)から令和3年9月24日(金)正午まで(必着)

- (2) 提出方法
- イ 別紙様式第1号を用いて、電子メールにより提出すること。
- ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

kankoup@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県経済商工観光部観光政策課観光政策班)

- ハ 電話や口頭,受付期間以外の質問は一切受付しない。
- (3)回答方法

質問に対する回答は、令和3年10月1日(金)までに宮城県経済商工観光部観光政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

- 6 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出
 - (1) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書(別紙様式第2号) 1部
 - 口 宣誓書 (別紙様式第3号) 1部
 - ハ 本要領第3の8に規定する履行実績が確認できる契約書の写し 1部
 - 二 上記ハの契約が本業務と同種または類似の業務の元請けであることが分かる資料(仕様書の写 し等)
 - ホ 企画提案書(任意様式 ※カラー印刷も可) 9部及び電子データ1部
 - (イ) A4版, 片面印刷, 横書きとし, ページ番号をつけること。
 - (ロ) 目次と表紙を除き20ページ以内(添付資料を含む)とすること。
 - (2) 企画提案書の構成

企画提案書は次に掲げる内容をすべて記載すること。

イ 表紙

「名称」「住所」「代表者名」「担当者名 (所属,職,氏名)」「連絡先 (電話番号及びファクシミリ番号,電子メールアドレス)」を記載すること。

口目次

本文の項目及び頁を記載すること。

ハ 全体計画

- (イ) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- (ロ) 業務全体の流れ (フロー図等を用いて説明)

二 業務内容

- (イ) 空き家実態調査業務
- (ロ) 空き家を活用したビジネスの実現可能性調査及び企画立案業務
- (ハ) その他提案事項

ホ 実施体制

- (イ) 人員体制
- (ロ) スケジュール

へ 概算見積書

個別業務ごとに, 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(3) 提出期限

令和3年10月7日(木)正午まで(必着)

(4) 提出方法等

イ	提出先	宮城県経済商工観光部観光政策課 観光政策班				
		〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号				
口	提出方法	持参又は郵送				
		※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで				
		(ただし、令和3年10月7日(木)は、午前9時から正午まで)とする。				
		郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配				
		達記録が残る方法とすること。				
ハ	その他	提出後の企画提案書類の差替え、変更及び取消は認めない。				

7 企画提案に当たっての留意事項等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。
- (6)提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示すること

となる。

8 業務委託候補者の選考

(1)業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、9の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点をつけた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、提案者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

(2) 企画提案書の選考

イ 実施日 令和3年10月11日(月)【予定】

※実施時間等は別途通知する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染状況によっては、Web 会議システムにより実施する場合もある。Web 会議による実施の場合は、使用するシステムや時間等について、提案書の受付後、文書にて通知する。

なお、Web 会議システムを利用できない提案者は、書面による審査を行う。

口 実施会場 宮城県庁行政庁舎9階第一会議室(予定)

(宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号)

ハ実施方法

- (イ) 出席者は1提案者につき3名以内とする。
- (ロ) 1提案者当たりの持ち時間は25分以内(説明時間15分以内,質疑応答10分以内)とし、県が指示した時間から順次,個別に行うものとする。
- (ハ)事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし,追加資料の 配付は原則として認めない。
- (ニ) プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。 なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (3) 選考結果の通知及び公表

選定委員会での審査結果は、令和3年10月下旬に全ての企画提案者へ通知するほか、本県公 式ウェブサイトにおいて公表する。

9 審査及び選定

(1)審査項目及び配点

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

審査項目	評価事項	配点
業務実施の方向	・業務の目的や趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案と	2.0
性及び全体計画	なっているか。	20

		ı
	・業務の特性を理解し、確実な手順が示されているか。	
	・基本的な考え方が、地域の抱える多様な課題について理解したものと	
	なっているか。また,地域課題解決に効果があるか。	
	【空き家実態調査業務】	
	・地域関係者及び関係自治体との連携により、利活用促進の機運醸成や	
	観光まちづくり等に携わるステークホルダーの拡大が見込まれる内容と	2 0
	なっているか。	20
	・成果が一過性のものとならず、本業務終了後も、調査結果が継続的に	
	活用されるなど効果が得られることが期待できるか。	
	【空き家を活用したビジネス可能性調査及び企画立案業務】	
(田田) 米文	・ビジネスプランの構築に当たっては、実際の運用を想定し、実現が見	
個別業務 	込まれるものとなっているか。	
	・空き家の利活用により、地域活性化の促進や地域課題の解決に寄与す	2 0
	る提案となっているか。	
	・事業の成果を公表・展開することで、事業の普及性や発展性が期待で	
	きるか。	
	【独自の取組】	
	・独自の取組について、提案があり、その内容が本業務の効果等を一層	1 0
	向上させ、地域の課題解決の取組として期待できるか。	
	・業務を効率的かつ効果的に遂行し、連動的に実施可能な組織、人員な	
	どの体制が整っているか。	
医学化力	・事業全体のスケジュール等が無理なく組み込まれており、具体的で実	
運営能力	施可能なものとなっているか。	2 0
実施体制	・本業務に類似する事業実績を有しているなど、その知識やノウハウ等	
	を生かすことが期待できるか。	
	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策は講じられているか。	
日华	・必要となる経費・費目を過不足なく計上し適正に積算されており、目	1.0
見積	標・効果とのバランスがとれているか。	1 0
	合計	100

(2) 評価点の算出方法

選定委員会では、以下の通り評価事項ごとにS~Dの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評価点を算出し、合計の多い順に順位を決定する。

評価	S	A	В	С	D
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1. 0	0.8	0.6	0.4	0. 2

10 失格事由等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である

場合

- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- ホ 民法 (明治29年法律第89号) 第90条 (公序良俗違反), 第93条 (心裡留保), 第94条 (虚偽表示) 又は第95条 (錯誤) に該当する提案を行った場合
- へ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- イ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(別紙様式第4号)を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

11 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を自ら使用するため に必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も 可能とする。

12 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお,契約完了後も同様とする。

13 個人情報の保護

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

14 その他必要な事項

- (1) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また、契約締結後、県の指示により内容変更を求めた場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。